

番号	1.
項目	<p>障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための教育環境整備を、行政機関の責務として進めてください。社会的障壁の除去はもとより、障害のある子どもの発達を保障する教育内容の充実を図ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。</p> <p>共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、教育委員会としましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2.
項目	<p>障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにしてください。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応してください。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。</p> <p>教育委員会におきましては、「大阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。</p> <p>引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	3.
項目	<p>障害のある子どもの就学先や学びの場の判断（特別支援学級への在籍等）の基準は、特別支援学級等での授業時数や、手帳・医療的診断の内容及び有無で一律・機械的に定めないでください。子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを考慮し、一人ひとりの子どもの実情に即した柔軟な対応を行ってください。特にLD・ADHDの子どもにおいても、子どもの実態に応じて特別支援学級への入級も可能であることを周知してください。現在、特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもや保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更を強く迫るようなことのないようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではないです。</p> <p>手帳の有無に関しましては、これまでどおり必要条件ではありません。特別支援学級での特別の教育課程による学びや、通級による指導での自立活動等を進めていくためには、児童生徒個々の状況を把握する必要があります。学校は、医療機関への受診結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人ひとりの個別に適した学びを提供していきます。また、特別の教育課程につきましても、個々の障がい状況に応じて必要な教育課程は異なり、それぞれの児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	4.
項目	<p>就学先や学びの場の選択についてや、障害のある子どもへの指導・支援について、保護者が問い合わせできるよう教育委員会に相談窓口を設けてください。就学にあたっての保護者向けの説明会を定期的に設け周知してください。障害のある子どもの保護者が、就学を見越して早期からの就学相談を受けられるよう、相談支援の体制を充実してください。現在、大阪市教委が行っている相談支援体制を明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。また、具体的にどのような学びの場が適正かは、通学区域の学校が相談窓口となり、学校生活の相談や障がい状況に応じて必要な指導・支援などの情報提供を行ってまいります。なお、保護者向け就学・進学に関する講座や、障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を今年度も実施いたしました。</p> <p>リーフレット「大阪市の就学相談」につきましては、内容を年度ごとに更新し、就学・進学相談窓口である小・中学校及び義務教育学校や関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載などを通して理解啓発に努めています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	5. ①
項目	特別支援学校に関する情報が、障害のある子どもの保護者に十分に提供されるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校を含む多様な学びの場に関する情報提供につきましては、リーフレット「大阪市の就学相談」の内容を年度ごとに更新し、就学・進学相談窓口である小・中学校及び義務教育学校や関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載などを通して理解啓発に努めています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	5. ②
項目	「通級による指導」のリーフレットと同様に、「特別支援学級」に関するリーフレットも作成・配布してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、障がい状況に応じた多様な学び場の充実を進めております。</p> <p>リーフレット「大阪市の就学相談」やリーフレット「通級による指導」の作成・配布等を通して、障がい状況に応じた特別支援学級を含む多様な学びの場に関する情報提供を行い、障がいのある子供の学びについての理解啓発に努めております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	5. ③
項目	リーフレット「大阪市の就学相談」の特別支援学校に関する記述が、他の学びの場 に比べて十分ではありません。また転校に関する記述もあいまいです。通学できる特 別支援学校の情報と、地域の学校からの転学も可能なことを明確に示してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校への転学に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状 態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長 のためにはどのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行い相談しながらすす めております。</p> <p>リーフレット「大阪市の就学相談」につきましては、年度ごとに内容の見直しと更新を 行っております。今後も、より多くの方に就学について理解いただける紙面づくりに努め てまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6.
項目	<p>障害のある子どもの就学先の特別支援学校への転校希望があった場合は、本人・保護者の意向を最大限尊重して速やかに対応してください。特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。また、学校見学や教育相談が随時できるよう府教育委員会に働きかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校への転学に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行い相談しながらすすめてまいります。</p> <p>転学につきましては、各校園に配布しております就学に関するリーフレット「大阪市の就学相談」や教育委員会のホームページにも掲載しております。また、学校見学や教育相談につきましても、本人の教育を第一に考え、大阪府教育庁とも随時連携し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. ①
項目	1人でも在籍の要望があれば特別支援学級を設置してください。
<p>(回答)</p> <p>特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、適切に行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. ②
項目	<p>障害種別による学級設置を遵守してください。学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行ってください。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>特別支援学級設置及び学級種別の判断に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. ③
項目	<p>特別支援学級1学級に在籍する子どもが定数8人を上回ることはないようにしてください。また定数の6人への引き下げや、学級種別ごとに学年も考慮した特別支援学級編制を行う等、大阪市の独自基準を策定してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校における特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級あたりの標準が8人と定められております。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、障がい種別ごとに8人を標準学級とする国の特別支援学級における学級編制の緩和について、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114  教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	7. ④
項目	学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
<p>(回答)</p> <p>本市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9097 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. ⑤			
項目	年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。			
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい種別に応じた特別支援学級の設置に努めてまいります。また、児童生徒の障がい状況の変化等により、特別支援学級での学びが必要になった場合、本人や保護者のニーズに応じた指導・支援ができるよう、各校のニーズに応じ、巡回指導や教職員への研修を行うとともに、特別支援教育サポーターの配置等にも努めております。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>				
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	8.
項目	<p>2022年4月27日文科省通知に伴う学びの場の見直しや、通級指導教室の新設に伴う学びの場の変更等により、各校の特別支援学級の設置に急激な変更が起きることのないよう、必要な措置を講じてください。万が一、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>文部科学省の令和4年4月27日付け「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」では、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。</p> <p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではないと存じます。</p> <p>特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育サポーター」を配置し、各校の支援体制の充実に努めているところです。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	9. ①
項目	<p>通級による指導を全校で開設してください。令和8年度までに計画されている通級による指導の全校設置が、滞りなく行われるようにしてください。通級指導教室の利用を希望する子どもが1人でもいれば、当該校に設置するようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。</p> <p>令和6年度、通級による指導を新たに94校開設しました。今後も、令和8年度をめどに順次開設していく予定です。</p> <p>教育委員会といたしましては、引き続き、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、各校における多様な学びの場の充実に努め、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	9. ②
項目	通級による指導の実施は、年限を区切らず子どもの実態に応じた期間、継続して利用できるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>通級による指導につきましては、在籍校と通級による指導開設校が連携し、児童生徒の実態や学びの現状等の把握を行うとともに、本人、保護者の意向を尊重し、通級による指導の検討を行っております。</p> <p>教育委員会といたしましては、各校における多様な学びの場の充実に努め、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	9. ③
項目	<p>通級指導教室が、現状において既に過大・過密状態があることをふまえ、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行ってください。通級指導教室での支援が特別支援学級並みに充実するよう、教員の加配や定数改善を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会としましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、各校における多様な学びの場の充実に努め、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	10. ①
項目	<p>通常学級の教育条件を改善してください。一人ひとりの子どもに寄り添った教育的支援が保障できるよう、小学校でのさらなる少人数化と中学校での35人学級を、大阪市の施策として進めてください。通常学級において、特別支援学級で学びつつ通常学級での生活も共にしている子どもを含めた人数が、定数を超えることがないように学級編成をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校は1学級35人、中学校は1学級40人を標準として、小学校については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。また、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して、中学校においても学級編制の標準を改定すること及び通常学級の学級編制において、特別支援学級の児童生徒を加えることについて、要望を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	10. ②
項目	<p><u>すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる固定した教職員の体制を確保してください。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、すべての子どもにとって学びやすく、居心地の良い安心感に包まれた校内環境、教室環境、学習環境づくりを進めるために「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」を作成し、各校に周知し、作成したリーフレット等につきましては、ホームページに掲載しています。子どもたちが安心して落ち着いて学べるよう「授業のユニバーサルデザイン」化について、巡回指導や教員への研修を通して、各校に周知してまいります。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	10. ③
項目	相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。
<p>(回答)</p> <p>特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しております。</p> <p>特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	10. ④
項目	<p>「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>各学校では、特別支援学級に在籍している児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう、校長のリーダーシップのもと校内委員会等を設置し、学校全体で特別支援教育の推進に努めております。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	10. ⑤
項目	特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化をふまえ、障がい種別に応じた適切な学級設置に努めております。加えて、校内における特別支援教育の充実に向け、区と教育委員会のそれぞれが担っていた障がいのある児童生徒への支援事業について、令和2年度より特別支援教育サポーターとして一元化、令和3年度より校内・校外区別することなく従事できるよう業務を統一し、障がいのある児童生徒への授業中の個別支援や放課後等の課外授業、遠足などの校外活動、登下校支援や給食に関する業務などを行うことで、各校の実態に応じた活用が図れるようサポーターの運用を改訂し、拡充を図っております。</p> <p>また、「特別支援教育サポーター」を会計年度任用職員として雇用し、職歴等に応じて報酬を決定するとともに各種の社会保険制度（雇用保険、労災保険）につきましても、勤務日数等の状況に応じて適用し待遇改善を図っているところです。</p> <p>今後も各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	10. ⑥
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員の配置を、充実してください。
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、教育委員会では、従来より、各校園における支援体制の充実にむけて、看護師等の専門的な人材の配置・活用を進めております。</p> <p>特別支援教育に関する巡回指導では、各校園からの相談ニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4領域体制により巡回アドバイザーが学校園を巡回し、各専門領域からの助言を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	10. ⑦
項目	てんかんやI型糖尿病等、医療的な対応が必要な児童が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置を大阪市の責任で行ってください。
	(回答) 教育委員会としましては、医療的ケアが必要な児童生徒の把握を、学校長を通じて行い、日常的に必要な医療的ケアの実施において、児童生徒が活動に参加できるよう、適切な看護師配置に努めております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	10. ⑧
項目	通学タクシー利用の利便性の向上を図ってください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域の学校で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に取り組んでおります。</p> <p>障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいがあり、車いす利用、歩行困難等で自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施しております。また、令和4年度より校外活動において、肢体不自由等の児童生徒が校外活動に安全かつ安心して参加するため、リフト付きバスを借り上げた学校等に対する差額支援を実施しております。引き続き、実態把握を行い、事業を検証しつつ適切な運用に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	10. ㊸
項目	<p>感覚過敏のある子どもたちの障害特性を踏まえた教育条件整備や、一人ひとりの特性や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮を行ってください。とりわけ味覚・嗅覚・触覚・視覚・聴覚の過敏などのため食事への配慮が必要な子どもの給食実態を明らかにするとともに、個別対応給食（障害児食）を拡充してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、市内すべての小学校で「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。</p> <p>合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。また、感覚過敏のある発達障がい児等についても学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しています。</p> <p>今後も、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143  教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	10. ⑩
項目	必要に応じて学校・担任等と主治医との積極的な連携を行ってください。学校・担任等が主治医訪問をする場合の相談料や旅費等を予算化してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努め、児童生徒や保護者の意向を尊重し、学校、保護者、関係機関等が連携を図り、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう丁寧な状況把握に努めております。</p> <p>児童生徒一人ひとりの適切な指導・支援の実施に向け、保護者からの聴き取りや必要に応じて主治医面談等を通して、学校における支援体制について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等に向けた校内体制の整備に取り組んでおります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	11. ①
項目	大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立特別支援学校につきましては、平成26年9月市議会、平成26年10月府議会において、大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）、大阪府立学校条例の改正案（府立支援学校の設置）が可決され、教育サービス水準の低下をきたすことのないよう府市教育委員会で協議・調整を行い、平成28年4月に大阪府へ移管されました。</p> <p>移管後の支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である府教育庁において行われるべきものと認識しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	11. ②
項目	府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。
<p>(回答)</p> <p>移管後の支援学校は、本市においてこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組もふまえて、大阪府教育庁において他の大阪府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	11. ③
項目	<p>大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。現在進められている新設計画について、状況を説明してください。新設計画が充実したものになるよう、大阪府教委に働きかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>特別支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応すべきものと認識しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	12.	
項目	<p>子どものニーズに応じた教育実践をすすめるためにも、学校現場の多忙の是正、教員不足の解消等、労働条件そのものの改善に向け、教職員の増員等、実効ある施策を講じてください。年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行なってください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>教員が子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間の確保に向け、令和元年に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、負担軽減の取組みを進めてきた結果、時間外勤務状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の解消には至っていないことから、昨年5月に「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、これまで以上に取組を進めていくこととしております。</p> <p>また、教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>学校現場における教員の欠員状況につきましては、全国的な教員不足の中、本市におきましても、年度途中の産・育休等にかかる代替教員（講師）の確保ができず、欠員が生じており、教育委員会としても大きな課題として認識しております。</p> <p>これまで、代替教員（講師）の確保のための取組みとして、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示及び地下鉄内の中吊り広告の掲出、大学の就職担当部門をターゲットとした取組みに加え、行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用やオンライン面談の実施など、さまざまな方策を講じているところでございます。</p> <p>さらに、今年度より教員が安心して産育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」を創設し、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるよう取り組んでおり、今年度は市独自に本務教員を小学校50名、中学校15名採用し、配置しております。</p> <p>代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p>	<p>電話：06-6208-9131</p> <p>電話：06-6208-9125</p>

番号	13. ①
項目	<p>これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯があります。これにより、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきました。市教委により、今充実を図っているとす、特別支援学級も含めた多様な学びの場における障害児教育の充実がより一層すすむよう、子どもの発達に応じた障害児学級での実践の充実を市教委として進め、障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、これまでより、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。</p> <p>今後も、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、特別支援学級における実践、通常学級での交流及び共同学習における実践などを蓄積してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	13. ②
項目	<p>特別支援学級での授業を求める子ども保護者の思いに反して、特別支援学級での授業が実施されないようなことがないようにしてください。人的な不足がある場合は人的配置を、当該教員や当該校に特別支援学級での授業経験の不足がある場合は必要な研修の機会や人事面において経験のある教員が配置されるような配慮を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本とし、各学校が障がいのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、保護者及び関係機関との連携を図りながら個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に取り組んでおります。</p> <p>また、特別支援学級担任を対象とした必修研修や、全教職員を対象とした障がい種別に応じた指導・支援に関する集合研修等を実施しております。</p> <p>併せて、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	13. ③
項目	<p>特別支援学級担任・通級指導教室担当が希望する場合、担任・担当を継続できるようにしてください。小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、校種「小学校」を受験する者について、平成29年度教員採用選考テスト（平成28年度実施）より、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者への加点制度」を設け、さらに、令和4年度教員採用選考テスト（令和3年度実施）からは加点を拡充し、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を持った人材の確保に努めております。</p> <p>今後も、教育委員会において、小学校における特別支援教育のあり方に注視しつつ、本加点制度の内容を含め、教員採用選考テストについて、必要に応じ、関係先と連携・調整し、検討をおこないたいと考えております。</p> <p>また、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育が実施できるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125  教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	13. ④
項目	<p>中学校において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>各学校では、障がいのある生徒の教育的ニーズに応えられるよう、校長のリーダーシップのもと校内委員会等を設置し、学校全体で特別支援教育の推進に努めております。</p> <p>教育委員会におきましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各校のニーズに応じ、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、指導主事等を派遣し、巡回指導を行っております。</p> <p>また、障がい理解を深めるため、特別支援教育担当者全員を対象とする必修研修を実施しております。</p> <p>今後も、障がいのある子どもを学校教育全体で受け止め、教育的ニーズに応じた特別支援教育が実施できるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	13. ⑤
項目	先生たちが支援の必要な一人ひとりの児童の発達や障害特性への理解はもちろんのこと、生きづらさへの共感に立った支援ができるように研修を充実してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、これまでも、障がい理解や発達支援に関する幅広い研修を実施し、障がいの特性への理解や、児童生徒本人の思いをふまえた支援等について理解啓発を進めてまいりました。今年度も、特別支援学級担任を対象としたオンデマンド型の必修研修や、実践力を高めるオンライン研修、事例検討により専門性を高める集合研修など、各学校園の教員が幅広く受講できるよう、方法・内容を工夫し実施しております。また、「発達障がい基礎講座」では学校園を訪問し、特別支援教育コーディネーターが中心となって行う協議型の研修を支援しています。</p> <p>今後もインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実を図るため、教員の資質向上をめざした取組を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	14. ①
項目	競争をあまり点数による序列化につながる、学力テスト（市統一テスト、府チャレンジテスト、すくすくウォッチ）を実施しないでください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府中学校3年生統一テストは令和3年度より実施しておりません。</p> <p>中学生チャレンジテストにつきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。</p> <p>それに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。</p> <p>小学生すくすくウォッチにつきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。</p> <p>中学生チャレンジテスト及び小学生すくすくウォッチにつきましては、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて、学力向上のためのPDCA サイクルを確立すること、さらに、学校が児童生徒の学力を把握し、教育指導の改善を図ること、そして、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、今後も大阪府教育委員会と連携し、実施してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	14. ②
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。
<p>(回答)</p> <p>「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。</p> <p>「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。</p> <p>また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174

番号	14. ③
項目	<p>特別支援学級在籍児童・生徒数が増加する背景について、大阪市の教育のあり方そのものを問う視点から分析し、学力テスト体制や管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	15.
項目	<p>放課後等デイサービスやいきいき、放課後育成クラブと学校との連携を積極的に行ってください。放課後の事業所や学校との「サービス調整会議」等に学校側からもコーディネーターや支援学級担任だけでなく学校長や通常学級担任も積極的に参加するように学校長への指導・助言を行ってください。また、本年度の管理職向け説明会や園長会・校長会を通じて説明した際の資料や大阪市教育委員会からの通知・連絡文書などを明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、厚生労働省及び文部科学省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携、各機関が個別に作成する教育支援計画等や障がい児支援計画等の情報共有等を行う等、連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、福祉部局と教育部局とが連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。</p> <p>教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、4月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。</p> <p>障がい児を支える関係機関と学校とが、本人・保護者の願いをふまえて適切に連携し、よりよい支援が行われるよう引き続き校園長への理解啓発に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015</p> <p>こども青少年局 企画部 青少年課 電話：06-6208-8162</p>

番号	16
項目	<p>福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になってい事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。</p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上等に取り組んでいます。</p> <p>また、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。受賞作品については、漫画化し、市内中学生へ配布するほか、広く市民向けの周知にも取り組んでいます。</p> <p>そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。</p> <p>なお、障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、令和6年度の障がい福祉サービス等報酬改定で処遇改善加算の加算率について見直しが行われ、障がい児者施設については加算率が増加したところです。</p> <p>本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015</p>

番号	17
項目	<p>利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用者負担の軽減策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付における利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令に基づき、原則として1割負担とされているうえで、利用者等の所得に応じてひと月あたりの負担上限額が設定されています。そのほか、利用者負担の軽減措置として、施設に入所する方の光熱水費等の実費負担を軽減するための補足給付や、食費等に対する軽減措置、利用者負担を支払うことにより生活保護の受給対象となる場合の減免措置等が設けられております。</p> <p>また、障がい福祉サービス等を利用する方が、同一世帯に複数いらっしゃる場合の世帯における利用者負担の軽減措置や、障がい福祉サービスを利用されていた方が介護保険サービスに移行した際に一定の要件を満たす場合に、介護保険サービスにかかる利用者負担の軽減措置などもあります。</p> <p>障がい福祉サービスにおける利用者負担の軽減措置につきましては、国において全国一律に設定されるべきものであることから、本市としても障がい福祉サービスを利用する方の状況に即したものとなるよう、国に対して要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	18
項目	<p>大阪市障がい者支援計画及び障がい福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。</p> <p>障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、国の基本指針に基づき、成果目標及び障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量を設定しておりますが、設定する成果目標については、活動指標（各障がい福祉サービス等の利用実績等）の活用も図りつつ、計画の実施状況の把握・分析を行い、障がいのある方や学識経験者等で構成する障がい者施策推進協議会及び計画策定・推進部会等において評価・分析に関する議論を行い、意見等を踏まえ、目標の達成に向け必要な措置の検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	18
項目	<p>大阪市障がい者支援計画及び障がい福祉計画の、各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。<u>また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>地域生活支援拠点等は、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の各機能を、地域の実情に応じて整備するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、令和6年4月から、その整備が市町村の努力義務となりました。</p> <p>本市では、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の整備を行っています。</p> <p>整備状況に関しては、国が示す5つの各機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」については、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、障がい者相談支援調整事業を実施することで整備を図っています。また、「緊急時の受入れ・対応」については、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業及び障がい者緊急一時保護事業を実施することにより整備を図っています。</p> <p>さらに、「体験の機会・場」について、親等の介護者と同居する障がい者に対して一人暮らし体験の機会を提供する事業、及び施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供する事業を実施することにより整備を図っています。</p> <p>また、これに加えて、指定障がい福祉サービス事業所等のうち、一定の要件を満たす事業所を地域生活支援拠点等の機能の一部を担う事業所として位置付ける仕組みを構築し、障がい福祉サービス事業者等の協力を得ながら、各区における面的整備を推進していくなど、引き続き各機能の充実に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	19
項目	<p>障がい支援区分について、大阪市として認定状況の実態把握と検証を行ってください。また認定調査員への研修を充実させ、調査員によって認定内容に違いが生じないようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい支援区分に係る認定状況の実態把握と検証については、前年度の認定結果を障がい種別ごとに把握・分析しているほか、大阪市では効率的かつ効果的な業務の遂行のため障がい支援区分認定の一部バックヤード業務を認定事務センターに委託しており、委託事業者からの定期的な業務実績報告などの機会を捉えて実施しています。</p> <p>また、障がい支援区分認定調査の実施にあたっては、高い調査技術と、中立性・公平性の維持が不可欠であり、より正確で迅速な調査を行うために、要介護認定調査事務の指定事務受託法人の指定を受けている事業者の持つ、認定調査を始めとした福祉業務に関する幅広い知識と経験、組織運営に関するノウハウを活用するなど、調査体制の整備を図っており、認定調査員研修の受講等により、調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図ってきました。</p> <p>さらに、調査員によって調査基準等にばらつきが出ないよう、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。</p> <p>手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところです。</p> <p>今後も、より適切に区分認定が行えるよう、調査員への研修に努めます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-4392-1730

番号	20			
項目	<p>障害支援区分更新時に行政上の手続きが遅れる場合があり、そのため受給者証の発行も遅れて事業所の報酬請求が何か月もできずに、実質的な「ただ働き状態」になる場合が生じました。こういう場合の措置として、新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量を適用して制度が利用できるようにしてください。</p>			
	<p>(回答)</p> <p>障がい支援区分認定の更新手続きについて、ご迷惑をおかけし申し訳ありません。</p> <p>介護給付サービスについては、障がい支援区分認定の有効期間の範囲内で支給決定を行うこととされており、また障がい支援区分の更新認定の有効期間は、原則として、更新前の障がい支援区分認定の有効期間の満了日の翌日とすることとされています。</p> <p>各区保健福祉センター及び認定事務センターにおいては、引き続き、障がい支援区分の認定ができる限り速やかに行えるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>			
担当	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課	電話：06-6208-8245
	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課認定グループ	電話：06-4392-1730

番号	21. ①②③④
項目	<p>福祉サービスを受給する障害者の家庭環境の激変などの緊急時にも、適切に対応できるシステムを構築してください。</p> <p>①緊急時の支給量決定は、区役所段階で敏速に対応して、決定できるシステムを検討してください。</p> <p>②緊急時は区にケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所任せにせず、迅速なアウトリーチで状況を把握して支給量の変更決定が行えるようにしてください。</p> <p>③緊急時は支援計画に拘ることなく、状況の変化に応じて、その都度支給変更しなくても柔軟に障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p> <p>④特例介護給付費を緊急時支給変更時にも利用できるように、利用対象を広げてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービスを利用いただく際には、法の規定に基づき支給申請や支給量変更申請等、利用される方からの申請が必要となります。また、利用される方からの申請に基づき、介護者の状況、居住の状況など障がいのある方の様々な状況についてきめ細かに確認するとともに、サービス利用の意向に基づきサービス利用計画案を作成し、それらを総合的に勘案したうえで適切な支給決定を行うこととされております。</p> <p>また、計画相談支援事業所との利用契約があり、計画相談支援の対象となっている方から、支給量の変更にかかる申請があった際には、担当する計画相談支援事業者の相談支援専門員が、その方の状況を把握したうえで作成するサービス等利用計画案の提出を求め、その内容を勘案して支給決定を行うこととされているところです。なお、計画相談支援の対象となっていない方であって、ご本人がセルフプランを作成するにあたり、必要に応じて区保健福祉センターの職員が作成を補助することは可能です。</p> <p>なお、サービスの利用にあたっては、基準省令に基づき、障がい福祉サービス受給者証により受給資格や支給量等を確認し、契約時間数を定め、個別支援計画を作成したうえでサービス提供を行う必要があるため、支給決定を受け、受給者証の交付を受けていることが前提となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>一方で、障がい状況等が著しく変化し、必要とするサービスの量等の見直しが必要となった場合等において、支給量変更等の支給決定を行うまでの間に、サービスを必要とされる方がご不安に思われていることも認識しております。</p> <p>本市としましては、必要な支援ができる限り速やかに決定されるよう、個々の状況に応じ、丁寧な聴き取り並びに迅速な事務手続きの実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、特例介護給付費の対象については、法により規定されていることから、本市として対象を広げることはできませんが、すでに障がい福祉サービスを利用されている方から支給量変更の申請があった際には、速やかな支給決定が行えるよう、区における事務処理の効率化やマニュアルの整備等について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	22. ①②③
項目	<p>2024年度の報酬改定内容の改善について国に粘り強く要望してください。</p> <p>①処遇改善加算を基本報酬に含めるよう国に求めてください。当面、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など営利企業のあからさまな利潤追及を規制する制度を設けるよう国に要望してください。</p> <p>②報酬改定が福祉の向上に資する内容であることを検証し、改善が必要な際は3年を待たずに即時改定するなど迅速に対応するよう国に要望してください。</p> <p>③日割報酬をやめて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援が重要であることから、職員の配置基準の見直しや報酬単価の改定等について、国に対する要望を断続的に行っております。</p> <p>そのような中、国は平成24年度に職員の処遇改善に係る加算を創設し、その後は報酬改定が行われる度に、処遇改善加算の拡充を図るとともに、令和元年10月からは、経験・技能のある福祉人材の定着・確保を一層推進するため、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、令和4年10月には「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。令和6年度からは福祉・介護職員等のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。</p> <p>障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	23
項目	<p>強度行動障害者支援者研修が受講希望者数に見合った規模で開催できるよう、関係先に働きかけてください。また一定の支援実績がある職員に対して、大阪市として「見なし認定」を行い加算請求の対象としてください。職員に受講が求められる研修は、オンラインや休日・夜間の開催などの多様な形態によって開催してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>強度行動障がい者支援者養成研修については、受講希望者に対して募集枠が足りていないというお声を聴いており、大阪府とも共有しているところです。</p> <p>また、各障がい福祉サービスにおける各種加算のうち、強度行動障がい支援者養成研修修了者等有資格者の配置を要件とするものについては、報酬告示及び留意事項通知により具体的要件が規定されていることから、本市独自の規定を設けることはできませんのでご了承ください。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	24
項目	<p>相談支援事業所を市の責任で計画的に増やしてください。また、相談支援専門員の質を高めて、計画相談だけでなく一般相談、総合的な相談にもしっかりと対応できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>計画相談支援の利用を希望する方が円滑に利用できるような基盤整備や、計画相談支援事業所が安定的に事業運営できる体制づくりは重要と考えております。</p> <p>新規参入する事業所・廃止する事業所の動向等を注視しつつ、国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう引き続き要望してまいります。また、相談支援体制の充実のためには、それを担う人材の確保が重要であることから、相談支援従事者研修を実施している大阪府に対して初任者研修の拡充による相談支援専門員数の増加を働きかけ、令和7年度より研修回数が増加されることとなったところであり、今後の動向を注視してまいります。</p> <p>本市では、障がい者相談支援調整事業として、相談支援専門員に対する研修を実施するほか、各区障がい者基幹相談支援センター等で大阪府の相談支援従事者研修の課題実習の受け入れ等を通じて、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているところです。相談支援の質を向上するうえでは、継続的な相談支援専門員への研修が重要と考えておりますので、研修会等がより受講しやすく充実したものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	25
項目	<p>大阪市として相談支援専門員の業務実態を把握するとともに、過重労働を早急に解消するための措置を緊急に講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>計画相談支援給付費については、令和6年度報酬改定において、基本報酬が引き上げられ、とりわけ機能強化型基本報酬の引き上げ幅を大きくすることで、複数の相談支援専門員を配置するなど、所定の体制が整った事業所がより高く評価されることとなりました。また、各種加算も拡充され、一部の支援業務が新たに報酬上評価されるなど、一定の改善が行われました。</p> <p>しかしながら、本市においては、相談支援専門員1名配置の事業所が全体の半数を占め、これらの事業所の継続的事業運営が課題であることから、大阪府と連携しながら、国に対して、各事業所が安定的に運営できる報酬体系とするよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>また、本市としては、指定特定相談支援事業者等への後方支援として、各区障がい者基幹相談支援センターによる情報提供や専門的な助言等を行うほか、困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じてスーパーバイザーを派遣する体制を確保しているところであり、引き続き相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999</p>

番号	26
項目	<p>高齢障害者、<u>医療的ケアを必要とする障害者、行動障害の状態を有する障害者が安心して生活し続けることのできる、くらしの場を整備してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームは地域生活を支える重要な社会資源であり、障がいのある方の地域移行を進める観点から、グループホームの整備を進めています。整備にあたっては、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある方に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。</p> <p>整備を進めるうえでは、重度の障がいがあっても地域で暮らし続けられるよう検討することが重要であると考えており、引き続き障がいのある人を地域全体で支える体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	27. ①
項目	改正障害者総合支援法の施行後においても、本人が希望する限り、障害が軽度であってもグループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分6」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>令和6年度の障害者総合支援法の改正においては、グループホームの支援内容として一人暮らし等を希望する利用者に対する支援やグループホーム退居後の一人暮らし等の定着のための相談等が含まれる点について明確化されたところですが、グループホームにおける継続的な支援を希望する方については、これまでどおり、グループホームでの暮らしを継続していただくことができます。</p> <p>地域での生活を希望する方で、グループホームによる支援を必要とする方が、障がい支援区分によって利用を制限されることのないよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	27. ②、③
項目	<p>②日中支援体制加算は、平日のみが加算対象であったり、利用者が2名であっても1名分の単価と同額であるなど不十分な制度です。重度・高齢障害者が安心して日中生活がおくれるよう改善を国に求めるとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。</p> <p>③土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所や急病などで、日中をグループホームで過ごさなければならない利用者に、十分な支援を行うことができるよう現行制度の改善を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度を創設してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームにおける日中支援加算(Ⅰ)の算定については、高齢又は重度の障がい者(65歳以上又は障がい支援区分4以上の方)であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に算定いただくものですが、基準において、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができないこととされております。</p> <p>一方で、日中支援加算(Ⅱ)については、日中活動サービス等を利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定できることとなっていたところ、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、初日から算定可能となるなど、一定の見直しが図られたところです。</p> <p>本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	27. ④
項目	④グループホーム利用者の通院に移動支援のヘルパーが利用できるようにしてください。また、現行の通院介護へのヘルパー利用は慢性疾患の定期通院で月2回までの利用であることなどの制限があり、突発的な病気や怪我は様式2-2利用できません。利用内容や回数に制限を設けないでください。
<p>(回答)</p> <p>グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成19年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月2回まで利用が可能とされております。</p> <p>また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。</p> <p>本市といたしましても、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	27. ⑤
項目	<p>本人が希望する一人暮らし等に向けた支援は、「通過型グループホーム」の新設にとどまらず、現行のグループホームでの支援対応等、現行のグループホームでの支援内容を正當に評価して報酬に算定するよう国に働きかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定では、障害者総合支援法の改正を受け、一人暮らし等を希望する利用者に対して支援を行う住居の形態として、移行支援住居が新設されました。この移行支援住居における支援のほか、現行のグループホームにおける共同生活住居のいずれにおいても、一人暮らし等への移行に必要な支援を行った場合に、自立生活支援加算により評価されるものとなっております。</p> <p>引き続き、グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らししていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な報酬の設定や制度設計について国に対して要望していきます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	27.⑥
項目	<p>グループホームの生活支援員の雇用形態で例外的に業務委託契約が認められていますが、人材不足の状況も受けた週 40 時間以上の勤務やダブルワークなどの長時間労働が見受けられます。業務委託契約であっても個人単位では労働基準法に則った業務が行われるよう指導、監査を徹底してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)において、「勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。」と示されており、運営指導においては、当該通知を踏まえた人員配置となっているかの確認を行っております。常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えた勤務が確認された場合には、その超過した時間数は勤務時間数に含まないよう指導しております。</p> <p>引き続き、適切な人員配置がされるよう指導に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	28
項目	大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、「賃貸」及び「購入」補助目を改めて整備してください。
<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。</p> <p>平成30年度からは整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大・スプリンクラー設備の設置に係る工事費補助等）を行い、大阪市障がい福祉計画等に基づき、新規設置の一層の促進に取り組んできた結果、当面の間は必要定員数を確保できる見込みと考えております。</p> <p>本市としましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、障がい者の地域移行を進める観点からサービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、グループホームにおける改造工事費の補助が必要と考え、令和4年度から区分5・6の障がい者を新たに受け入れるグループホームを対象に補助を実施しているところです。</p> <p>今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	29. ①、②、③、④、⑤
項目	<p>短期入所（ショートステイ）事業の拡充を図るため、大阪市独自の支援策を講じてください。</p> <p>① ショートステイを必要な時にいつでも利用できるよう、設置数を増やすための施策を講じてください。</p> <p>② 緊急時に利用できるように空床を緊急枠として確保することへの補助制度を創設してください。</p> <p>③ 各行政区に利用相談窓口を設置して、利用手続きが迅速に行えるようにしてください。</p> <p>④ 強度行動障害の利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。</p> <p>⑤ 親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査して、その解消を早急に図ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、独自の支援策として、医療的ケアを必要とする方を介護するご家族等のレスパイト（休息）等のため、医療機関でショートステイ（短期入所）をご利用いただける「大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所事業」を実施しています。</p> <p>緊急利用枠を確保するための空床の確保については、令和6年4月の報酬改定により、短期入所における緊急時の受入れが更に評価され、緊急短期入所受入加算の単位数が見直されました。</p> <p>短期入所は、居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、短期間の入所を想定しておりますが、各区保健福祉センターの福祉業務担当窓口においては、介護を行う方が急病等により長期間入院することになった場合等、やむを得ない事情等も勘案しつつ必要に応じた支給日数の決定を行っております。なお、その事情が恒常的に続く可能性が高い場合には、地域で生活していくうえにおいて、他のサービス利用についてもご検討いただくようご案内しております。</p> <p>短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し人員配置基準や報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	30
項目	生活介護事業を希望する全ての障害者が利用できるよう、支援区分等の利用条件の緩和を国に強く求めてください。
<p>(回答)</p> <p>「障害のある方の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)において、生活介護事業の対象者は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者とされております。</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者等</p> <p>生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域における社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。</p> <p>本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに応じた支援を提供できるよう、今回のご提案を踏まえ、他都市とも意見交換を行いつつ、国に対して、必要に応じて、意見提案を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	31
項目	就労継続A型事業所について、運営・支援内容に問題が起こらないよう監査及び指導を徹底してください。
<p>(回答)</p> <p>就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」といいます。）は、一般就労が困難な障がいがある方に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障がい福祉サービスです。</p> <p>A型事業所は、他の障がい福祉サービスと異なり、原則として労務関係諸法の適用を受けることから、関係法令に対する様々な届け出、経営状況の的確な把握など、より厳密な運営が求められています。</p> <p>本市では、平成19年4月2日付け厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」によるほか、平成29年3月30日付け厚生労働省通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」に基づき、市内のA型事業所に対し、事業内容や運営状況の照会を実施するとともに、運営状況によっては経営改善計画書の提出を求めています。</p> <p>また、定期的に行う指導において、事業所の運営に関し助言・指導を行うほか、不適切な支援や運営基準違反が疑われる場合には個別に運営指導を行っています。</p> <p>引き続き、A型事業所の適切な運営に向けた指導に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	32.①
項目	<p>居宅介護事業所のヘルパーが慢性的に不足していることから、利用者からの希望に応じることができないケースが増えています。国に対して報酬の引き上げを求めるとともに、大阪市としてヘルパー不足解消に向けた対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がいのある方が必要とする支援に対して、障がい福祉サービス等事業者が充足し、安定してサービスを提供することができるよう、本市としても国に対してサービス提供の実態に即した事業報酬の改善等を要望しているところです。</p> <p>令和6年度の報酬改定において、処遇改善加算など一部改善が図られましたが、今後においても、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善について要望してまいります。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	32.②
項目	<p>ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援などにも利用できるようにしてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービスのサービス内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により定められており、法に基づきサービス提供を行っています。</p> <p>また、院内介助につきましては、基本的に医療機関のスタッフにより対応されるべきものでありますが、医療機関のスタッフによる対応ができない場合であって、障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合については、通院等介助における院内介助についても算定の対象と認めているところです。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	33
項目	利用者の通院時への支援を、日中利用福祉施設職員が行った際の補助制度を創設してください。
<p>(回答)</p> <p>通院において支援が必要な場合は、通院等介助などの居宅介護により実施していただき、原則として居宅においてのみご利用いただくことが可能です。ただし、令和6年度報酬改定において、始点か終点が居宅である場合は、障がい福祉サービスにおける通所系サービス事業所を始点、または終点とする場合においても通院等介助の利用が可能となっています。</p> <p>今後も利用者の状況等を踏まえたサービスの支給決定に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	34. ①
項目	<p>障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付とするよう国に要望するとともに、大学修学支援について大阪市として独自の支援策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市移動支援事業では、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をサービスの対象としており、通勤や営業活動等の経済活動にかかる外出や、事業所への通所や通学等のいわゆる「通年かつ長期にわたる外出」については、原則としてサービスの対象としていません。ただし、保護者等が冠婚葬祭や入院等により通所や通学の支援が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、通所や通学が継続できるよう努めています。</p> <p>本市としましても、移動支援事業の安定的な実施の観点から、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	34. ②										
項目	<p>最低賃金の上昇と比較して、ガイドヘルパーの給与は上がっておらず、ますます人員の確保が困難になっており、サービスの提供自体に支障をきたしている状況です。国に地域生活支援事業の補助金を引き上げるよう働きかけるとともに、大阪市として処遇改善加算や早朝・夜間加算を設けてください。また大阪市の移動支援事業でコロナ禍前後の事業費用の増減がどの程度あったかを明らかにするとともに、減少分がある場合の補填措置を講じてください。</p>										
<p>(回答)</p> <p>移動支援は、障がいのある方が地域で生活するうえで必要な外出や余暇活動など、社会参加等を行ううえで重要な支援であると考えております。</p> <p>今後も安定的に事業を実施するため、本市としましては、ただちに単価の増額や対象者の拡大について対応することが困難な状況にありますが、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とすることと併せて、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう国に働きかけております。</p> <p>なお、コロナ禍前後の移動支援の事業費については以下のとおりです。コロナ禍においては、感染拡大防止に伴う利用控えも多く見られていましたが、令和5年度から、コロナ禍以前の令和元年度を上回る事業費となっております。</p> <p>移動支援事業 事業費</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="188 1256 667 1491"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,032,466</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,387,712</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,478,896</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,766,918</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,071,518</td> </tr> </table>		令和元年度	3,032,466	令和2年度	2,387,712	令和3年度	2,478,896	令和4年度	2,766,918	令和5年度	3,071,518
令和元年度	3,032,466										
令和2年度	2,387,712										
令和3年度	2,478,896										
令和4年度	2,766,918										
令和5年度	3,071,518										
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245										

番号	34. ③
項目	<p>1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の移動支援事業では、ひと月あたりの支給基準時間数を51時間としつつ、支給決定にあたっては、聴き取りにより生活状況や障がい状況を確認し、一人ひとりにとって必要とするサービス時間を勘案し、基準時間の範囲内で支給決定することを基本としております。</p> <p>やむを得ず支給基準時間数を超えてサービスを必要とする場合は、区役所と福祉局でその必要性について協議を行い、審査会に諮った後、必要と認められる場合には、ひと月あたり51時間を超えて支給決定を行っているところです。</p> <p>今後とも他政令指定都市の状況等も確認しながら、個々の状況を踏まえたサービス実施方法の検証に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当 電話：06-6208-8245

番号	35. ①、②、③、④
項目	<p>地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自の改善措置を講じてください。</p> <p>① 地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。</p> <p>② 委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については利用扱いにすることや年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。また建物賃貸料を始め各種加算についても実態に即したものとなるよう拡充してください。</p> <p>③ 委託料の支給決定は、年度当初の利用登録人員をもとに決定してください。</p> <p>④ 利用者の減員による委託費減額は事業運営を困難にしています。地域活動支援センターを安定して運営できるよう、減産額の根拠を明らかにするとともに返金時期などについて柔軟に対応するようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域活動支援センター事業の委託料については、年間の平均利用者数を基礎として、事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しており、令和5・6年度において物価高騰対策に伴う増額改正を行いました。令和7年度には最低賃金の改定に伴う人件費の増額改正を検討しております。年間の平均利用者数の算出にあたっては、緊急時等に職員が自宅へ訪問した場合や、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合等についても、その必要性や支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることを可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう努めております。</p> <p>委託料の支払いについては、前年度平均利用者数に基づき上半期・下半期の2回に分け概算払いをしておりますが、下半期の支払いに際しては当該年度上半期平均利用人数が10人に満たない場合には1人減する毎に45万円ずつ減した金額としております。また、年度末には既に概算で支払った上半期と下半期の委託金額の合計と、当該年度の年間利用者数により確定した委託金額の差額について精算し、追及または戻入を行っているところです。</p> <p>委託金額の確定については、実績報告書の提出後、速やかに委託金額確定通知書により通知し、運営が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	36
項目	<p>自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した際の運営費の減収について、国・大阪市として救済措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス事業所等では、災害が発生した場合、建物設備の損壊、社会インフラの停止、災害時対応業務の発生による人手不足などにより、利用者へのサービスの提供が困難になることが考えられます。一方、障がい福祉サービスは、障がい者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。</p> <p>こうした観点から、令和3年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の一部改正において、災害発生時等における業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施等が義務付けられました。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p>

番号	37. ①
項目	<p>すべての聴覚障害児・者のいる家庭に屋内信号装置を無条件で給付してください。また、給付条件の撤廃を国に働きかけてください。家族に聞こえる同居者がいる場合、給付対象外となり家族全員に負担が強いられています。家族や聞こえない人の意見を積極的に取り入れ、負担を軽減できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>屋内信号装置は、聴覚障がいのある方が独居されている場合、来客時の玄関の呼び鈴や目覚まし時計等の機能を補完するための日常生活用具であり、音を光や振動で知らせる装置です。</p> <p>聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯として規定しており、同居者が就労等のため長時間不在になるなど、合理的な理由がある場合は対象としておりますので、その旨を区役所窓口でご相談ください。</p> <p>今後も障がいのある方などに充分配慮した負担軽減策を実施した上で、必要とする日常生活用具を安心してすべての障がいのある方が利用することができるよう市場価格や他都市調査、有識者から意見などを聴取し検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ②
項目	<p>日常生活用具の紙おむつの支給限度額を引き上げてください。月 12,000 円の限度額では、物価高騰の現状には対応できません。排泄排便のための紙おむつは生きる上で基本的に不可欠な用具であり、早急に適切な対応をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>紙おむつは、毎日の排泄に関わる日常生活に不可欠な用具であると認識しております。</p> <p>本市では、毎年、重度障がい者日常生活用具給付事業について、ニーズや市場・他都市状況等の調査、関連情報を収集し、専門家からの意見聴取等により種目の追加や給付条件等の見直しについて検討しております。</p> <p>物価高騰により紙おむつの販売価格が上昇していることは本市も承知しております。しかし、重度障がい者日常生活用具給付事業を含む地域生活支援事業については、各自治体の実施主体となり事業を実施しておりますが、本来国が負担すべき補助金（1／2）が十分に交付されておらず、大阪市に超過負担が生じている状況です。日常生活用具の給付件数も年々増大するなかで、事業実施が困難になっております。</p> <p>そのため、国の補助金（1／2）を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう国に要望しているところであります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話： 06-6208-8076

番号	37. ③
項目	<p>生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能としてください。なお、複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、生活環境や生活実態に応じて必要なものは、支給基準を緩和をして、実態に合う柔軟な支給を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>補装具の複数個給付については厚生労働省の定める「補装具費支給事務取扱指針」において「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。また、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができること。この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。」とされております。</p> <p>日常生活用具については、火災警報器は給付限度額内で1世帯につき2個の支給ができるとしてあります。また、入浴補助用具、移動・移乗支援用具（歩行支援用具）、聴覚障がい者用屋内信号装置、情報・通信支援用具については、生活環境や生活実態について聞き取りを行い、必要性を勘案したうえで、限度額内で必要な用具を複数組み合わせることで給付することができるとしております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ④
項目	<p>点字タイプライターを日常生活用具として給付を希望する視覚障害者には、就業もしくは就学に関わりなく給付してください。また、難聴を併発した重度の視覚障害者にあっては、会議や研修会など、社会活動においてコミュニケーションが取れないなどの困難をきたしており、当事者の希望によりコミュニケーション機器としての機能も発揮する点字タイプライターを支給してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具は、障がいにより生じる日常生活上の困難や支障を軽減・解消することを目的として給付しており、それぞれの用具の必要性をふまえて給付要件を設定しております。</p> <p>点字タイプライターは、就業や就学に必要であるということから給付対象として開始してきました。</p> <p>日常生活用具の給付要件等について、様々なニーズがあることを認識しております。</p> <p>給付の要件については、区役所に寄せられた要望や、他都市調査、有識者からの意見を聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。令和6年度は1種目についての対象者拡充と、4種目の給付限度額の引き上げを行いました。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ⑤
項目	<p>「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>視覚障がい者の読書に関する用具として、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや拡大読書器などがあります。</p> <p>視覚障がい者用ポータブルレコーダーについては、視覚障がい2級以上の方を対象にしております。また、視覚障がい者用拡大読書器については、等級に関わりなく視覚障がいのある方を対象として給付しています。</p> <p>利用しやすい書籍として、デジタイズ図書、音声読み上げ対応の電子書籍等がありますが、近年では、これらの図書等を、一般に普及しているパソコン、タブレット、スマートフォンで再生することができるサービス提供が増えつつあります。</p> <p>日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し引き続き検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ⑥
項目	<p>「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、養護老人ホームなどの施設に入所している視覚障害者にも日常生活用具の情報・意思疎通支援用具（情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など）を給付してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具は、日常生活上の便宜を図るために必要な用具を給付しており、原則として、在宅の重度障がい者を対象としております。</p> <p>在宅ではなく、施設に入所している重度障がい者の方には、「頭部保護帽、ストマ用装具、紙おむつ、サラシ・ガーゼ・脱脂綿、収尿器、人工内耳専用電池」を給付することができます。ただし、介護保険制度を利用可能な場合で、介護保険と重複する用具について介護保険給付の対象となる場合は、原則として給付できないものとしております。</p> <p>また、養護老人ホームの場合は上記種目に加えて「視覚障がい者用体温計（音声式）、視覚障がい者用時計（触読式）、視覚障がい者用時計（音声式）」についても給付可能としております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ⑦
項目	<p>「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>点字図書給付事業は、視覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けた者で、主に情報の入手を点字によっている者が、図書を購入する際に一般図書よりも高額な点字図書を購入することから、一般図書との差額分を助成する制度として実施しています。</p> <p>令和6年度からは、<u>CD収録等したものを点字ディスプレイに読み込ませることにより触読することができる図書も給付の対象としております。</u></p> <p>日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ⑧
項目	音声体重計および音声血圧計の給付に際して、障害当事者が自由な時間に体重やその他の体組成、および血圧の測定ができるように家族用件を撤廃してください。
<p>(回答)</p> <p>視覚障がい者用体重計（音声式）、および視覚障がい者用血圧計（音声式）については、視覚障がいのある方が独居されている場合、通常の体重計や血圧計では視覚に障がいがあるので読めないため、音声にて確認することができる計器です。</p> <p>視覚障がい2級以上の視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯として、障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者と小学生以下の児童のみの世帯、また同居者が就労等のため日中8時間以上留守になり、その間に障がい者のみとなる世帯、同居者の不在が8時間に満たない場合も、同居者の不在時に体重・血圧の測定が必要となる合理的な理由がある場合を対象として給付しております。</p> <p>今後も障がいのある方などに充分配慮した負担軽減策を実施した上で、必要とする日常生活用具を安心してすべての障がいのある方が利用することができるよう市場価格や他都市調査、有識者から意見などを聴取し検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	37. ㊹
項目	『点字毎日』（点字版）読者が手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、『点字毎日』（音声版）を給付してください。また、今年度より『点字毎日』（電子版）を給付対象にされましたが、点字図書給付事業において、他の点字図書にも対象を広げてください。
<p>(回答)</p> <p>点字図書給付事業の支給対象者は、市内に住所を有し、視覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けた者で、主に情報の入手を点字によっている者としております。</p> <p>令和6年度からは、CD収録等したものを点字ディスプレイに読み込ませることにより触読することができる図書も給付の対象としております。</p> <p>利用しやすい書籍として、デジータ図書、音声読み上げ対応の電子書籍等がありますが、近年では、これらの図書等を、一般に普及しているパソコン、タブレット、スマートフォンで再生することができるサービス提供が増えつつあります。</p> <p>日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、市場や他都市調査、有識者から意見などを聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話： 06-6208-8076

番号	37. ⑩
項目	<p>「視覚障害者用杖」などの補装具の価格が高騰していることから本年度、基準額を引き上げていただきましたが、実態とは未だ格差があります。引き続き補装具の基準額を引き上げるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に上乘せ措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>補装具費は、厚生労働省が定める補装具費の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に基づき支給事業を行っております。</p> <p>令和6年3月29日付 こども家庭庁・厚生労働省告示第6号により、上記の基準について補装具の製作に必要な原材料費、人件費及び流通経費等の実勢価格を踏まえた所要の改定が行われ、同年4月1日から適用されています。</p> <p>補装具費については、全国一律の制度として、国において基準額を設定されるべきものであると考えており、国に対して補装具の価格の十分な状況確認を行ったうえで、適切な基準額の設定が維持されるよう引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話： 06-6208-8076

番号	37. ⑪
項目	<p>大阪市においては本年度より一部の日常生活用具の基準額を引き上げていただきましたが、今年度対象とならなかった拡大読書器および点字ディスプレイの基準額を実態に即して引き上げてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具は、障がいにより生じる日常生活上の困難や支障を軽減・解消することを目的として給付しており、それぞれの用具の必要性をふまえて給付要件を設定しております。</p> <p>日常生活用具の一部種目の製品については、性能面の向上、付加機能の追加や物価高騰の影響もあり、価格が値上がりしているものがあるが、一方で価格が据え置かれているものがあると認識しております。</p> <p>日常生活用具の要件等は、その目的をふまえながら、障がいのある方の日常生活上の便宜を図れるよう、市場価格や他都市調査、有識者から意見などを聴取し検討してまいります。令和6年度は1種目についての対象者拡充と、4種目の給付限度額の引き上げを行いました。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	38
項目	<p>重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業について、緊急入院等の入院後の申請についても認めてください。また、食事介護等も支援内容に入れて、1日4時間半を超える支援にも対応してください。報酬単価を引上げて、せめて移動支援と同額にしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>重度障がい者入院時コミュニケーションサポート事業は、介護者がおらず、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。</p> <p>本事業の利用を希望する方は、事前に居住地の区の保健福祉センターに対象者認定申請をすることで手続きの円滑化を図っています。また、急な入院となった場合は、すみやかに居住地の区の保健福祉センターに連絡をしていただくことにより、状況を勘案のうえ認定の可否について判断しております。</p> <p>病院スタッフが介助等を行うためのコミュニケーションサポートを支援内容としており、利用時間については、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を目的とし、診療報酬の対象となっている食事介助等は支援内容に含まれておらず、病院スタッフが1日に長時間の介助を行うことは想定していないことから、1日あたり5時間までの報酬となっています。</p> <p>今後は、報酬単価についても利用実態や他都市状況等を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>なお、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、入院中の重度訪問介護利用にかかる対象者が拡大し、病院等に入院又は入所をする前から重度訪問介護を利用している障がい者であって、特別なコミュニケーション支援等を必要とする障がい支援区分4以上の方について、重度訪問介護により意思疎通の支援その他必要な支援を行うことが可能となりました。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	39
項目	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障害者へのコミュニケーション支援施策を抜本的に拡充してください。手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務における専任手話通訳者を増員し、円滑に事業運営できるようにしてください。また、大阪市役所と各区役所に手話通訳者を設置してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、可能な限り、障がいのない人が取得する情報と同一の内容の情報を、同一の時点において取得することができるようにしていくことが求められており、本市においても、コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実に向け、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業等により、聴覚障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>手話通訳者派遣事業や聴覚言語障がい者生活相談事業につきましては、現在、専任者を配置して実施しており、必要に応じて事業内容の見直しや所要の財源確保に努めているところです。</p> <p>また本市では、手話は言語であるという認識に基づき施策を推進するため「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定しており、この条例に基づき「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、手話への理解促進をはじめ、手話による情報取得や相談支援等さまざまな施策を、関係局相互の緊密な連携のもと推進しています。</p> <p>「大阪市手話に関する施策の推進方針」では、身近な行政機関である区役所をはじめ手話で応対できる市民窓口の充実に取り組むこととしており、現在複数の区役所において、窓口案内業務の中で手話通訳者を配置しているところです。</p> <p>しかしながら、全体的な取り組みに至っていないことから、今後とも引き続き手話で応対できる市民窓口の充実に向けて、検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	40
項目	<p>市や各区の障害者自立支援協議会を活性化させて、当事者や家族が参画できる場をつくり、生の声を反映させて地域課題を整理をし、その解決のために取り組みを強化してください。また、各区ごとの活動状況を把握して、取り組みの格差を生まない努力をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域自立支援協議会は、障がいのある方を地域で支えていくための体制づくりにおいて、中核的な協議の場であり、大変重要な役割を果たしていると認識しております。本市の地域自立支援協議会には障がい当事者も参画いただいております。障がい者の生活実態等を踏まえた課題検討に努めております。</p> <p>また、各区地域自立支援協議会においては、事業所向けの研修会や啓発活動の実施、様々な部会の設置などにより、地域課題の検討やネットワーク構築のための事業者間の情報交換、障がい理解の促進に向けた活動などの地域の実情に応じた取組が進められています。活動に当たっては、障がい当事者や家族の方の委員としての参画や当事者部会の設置などにより、障がいのある方々の生の声を反映できるよう、各区において取り組んでいるところです。</p> <p>本市では、各区地域自立支援協議会の活動状況を定期的に取りまとめて市地域自立支援協議会に報告するとともに、各区へ情報提供することにより、今後の活動の参考として活用を促しているところであり、引き続き、地域自立支援協議会の活性化に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	41
項目	<p>障害者差別解消に向けて実効ある措置を講じてください。「差別解消法リーフレット」の活用状況、大阪市における障害者差別の相談窓口の対応状況、「合理的配慮」を求める相談件数の推移を明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障害者差別解消法の改正に伴い、内閣府において、広く周知を図るためのリーフレットが作成されました。</p> <p>本市ではこのリーフレットを、各区役所及び関係機関に配架するほか、啓発や研修の場において配付をしています。</p> <p>このリーフレットでは、建設的対話の重要性や、ポイント、対話の際に避けるべき考え方等について書かれていますが、合理的配慮の提供を適切に行うためには、建設的対話を欠かすことはできませんので、その点が十分伝わるように、啓発や研修を実施しています。</p> <p>また、本市においても法改正を周知するための啓発リーフレットを作成し、各区役所や関係機関に配架するとともに、宿泊施設や商店会など、事業者へも配付をしています。</p> <p>本市では、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）、大阪市人権啓発・相談センターに置いています。</p> <p>相談窓口で対応した障がいを理由とする差別に関する相談件数は、令和5年度で30件、令和6年度は11月末時点で29件です。</p> <p>そのうち合理的配慮の提供に関する相談件数は、令和5年度は8件でしたが、令和6年度においては令和6年11月末時点で12件となっています。</p> <p>引き続き、相談窓口を周知するとともに、障がい者差別を未然に防ぐための啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	42
項目	<p>各区・各局及び大阪市認定事務センターから視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に受取人氏名・文書名・担当部署名・及び連絡先電話番号（固定電話番号）を点字・拡大文字で記載するとともに、同封文書全文を希望する形態（点字・拡大文字・音声等）で提供してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障害者差別解消法において、障がいのある方から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くための何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応することを合理的配慮の提供といい、視覚障がいのある方から申出があったときに、文書を点字化したり、拡大文字で記載するといった対応をすることは合理的配慮の提供にあたります。</p> <p>合理的配慮の提供が適切になされるように、「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、各区、各局へ示しているところです。職員に対しての研修を継続して実施し、適切な対応ができるように努めてまいります。</p> <p>なお、大阪市認定事務センターからは、「障がい福祉サービス更新手続きと訪問調査（障がい支援区分認定の手続き）のお知らせ」等をお送りしています。視覚に障がいのある方への文書の点字化等については、ご希望の方には封筒表面に内容物を点字で記載する等できる限りの対応を行います。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075  福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-4392-1730</p>

番号	43
項目	<p>本年3月10日付けで発せられた「障害保健福祉関係主管課長会議資料」では、「意思疎通支援事業として代筆・代読支援が未実施の自治体におかれては、視覚障害者のニーズを適切に把握し、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いする」と示されています。視覚障害者への代筆・代読サービスを制度化し、実施してください。特に居宅介護や同行援護などの障害福祉サービスを利用していない視覚障害者は、自宅に郵便物が届いても内容を確認する術がありません。たとえ短時間ででも利用できるよう手立てを講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域生活支援事業における市町村任意事業として、点訳奉仕員養成講座や、視覚障がいのある方への点字講習会、パソコン教室等、コミュニケーション支援に向けた施策を実施しています。</p> <p>また、障害者総合支援法の自立支援給付対象サービスである「居宅介護」や「同行援護」におきましては、手紙・アンケート等の代筆や、居宅内での郵便物・回覧板等の代読、外出先での鮮度・賞味期間・価格等の確認、通院先等での受診等の手続き等、必要となる代筆・代読サービスの提供が可能となっています。</p> <p>なお、事業所による代筆・代読につきましては、「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮により提供されるべきものと考えており、金融機関等を対象に、障がいへの理解と適切な対応について、具体事例を記載したビラを配布する等、周知に努めているところです。</p> <p>本市としましては、視覚障がいのある方々の日常生活・社会生活における情報支援は重要であると認識しており、引き続き理解促進に向けた取り組み等を実施してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	44
項目	<p>障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化は行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい者手帳のカード化については、大阪府内の障がい者や事業者に混乱が生じないよう配慮する観点から、府内の自治体で障がい者手帳の様式を統一する等差異が生じないよう取り組む必要があると考えております。また、国によるマイナンバーカードとの連携や民間事業者による障がい者手帳アプリの普及等、障がい者手帳を取り巻くデジタル化に向けた動きが著しくなっていることから、大阪府を中心とした府内自治体における議論が進んでおりません。</p> <p>引き続き国の動向等を注視しつつ、大阪府及び府内自治体と連携を図り、より利便性の高い手帳の形態について検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520</p>

番号	45
項目	<p>重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障を来します。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪市として補聴器の購入費用を助成してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>補聴器は、聴覚障がい者手帳の交付を受けた方を対象とし、厚生労働省が定める補装具費の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に基づき支給事業を行っております。</p> <p>軽度の難聴がある重度視覚障がいの方が在宅で過ごされる場合に障がい福祉サービスの居宅介護等、また移動の支援には、同行援護によるサービスを実施しております。</p> <p>補装具費については、全国一律の制度として、国において設定されるべきものであると考えており、国に対して十分な状況確認を行ったうえで、制度改善を行うよう要望してまいります。</p> <p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるといった研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p> <p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995</p>

番号	46.
項目	<p>障がいを持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーについて、相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また生活保護の住宅扶助費について引き下げしないよう国に強く要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護は、保護を受けている方の最低生活保障および自立助長を図ることを目的としています。保護を受けている方の個別の状況について把握・理解し、それぞれに応じた丁寧かつ積極的な援助を行うよう研修等で周知しているところです。</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	47
項目	障害福祉事業所において、新型コロナウイルス等の感染症への対応がしっかりと行えるよう必要な措置を講じてください。
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス事業所等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と情報共有を図るとともに、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に提案してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	48
項目	<p>市内で暮す重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、<u>コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。</u></p>
<p>(下線部回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と情報共有を図るとともに、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に提案してまいります。</p> <p>今後も、支援を必要とする方に対し、適切にサービスの支給決定が行えるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	48・49		
項目	<p>48. 市内で暮す重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。</p> <p>49. <u>新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症にも対応できるよう保健所を増やしてください。</u></p>		
<p>(回答)</p> <p>将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取組みを進めております。</p> <p>引き続き、大阪府などの関係機関と連携した取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、本市では、平成12年度から1保健所24保健センター体制、平成15年度からは1保健所24保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。</p> <p>今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>			
担当	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739	
	健康局 健康推進部 健康施策課	電話：06-6208-9951	
	健康局 保健所 管理課	電話：06-6647-0641	

番号	50
項目	<p><u>新たな新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応できるよう、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにするとともに医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナワクチン接種については、令和5年度までは予防接種法に基づく特例臨時接種として、全ての市民を対象に無料で実施しておりました。</p> <p>令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、個人の重症化予防を目的とし、予防接種法に基づく定期接種として毎年度秋冬に1回行うこととされました。</p> <p>また、対象者については「65歳以上の者」および「60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。</p> <p>本市においては、市民のうち上記の対象者について、令和6年10月1日から令和7年1月31日までの期間を令和6年度における実施期間とし、被接種者の自己負担額については、市民税非課税世帯等の低所得者は無料、それ以外の方については3,000円をご負担いただくことで接種することができます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	50.
項目	<p>新たな新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応できるよう、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにするとともに<u>医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。</u>また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえて、検査にかかる費用の公費負担は終了しています。</p> <p>この間の新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と情報共有を図るとともに、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に提案してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p>

番号	51. ①	
項目	<p>介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）に、介護保険への移行を半ば強制的の求めるのではなく、障害者福祉か介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って居宅事業・補装具、日常生活用具支給などのそれぞれの施策を個々に選択できるようにしてください。</p>	
	<p>（回答）</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和5年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、介護保険対象の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）	電話：06-6208-8245 電話：06-6208-8059

番号	51.②
項目	<p>65歳（40歳以上特定疾病者を含む）の障害者に、介護保険を申請しない選択肢もあることを周知するため、福祉のあらましやホームページに分かり易く記載してください。</p>
<p>（回答）</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、令和4年度から「福祉のあらまし」に併給にかかる説明を掲載しているところであり、今年度の事業者への集団指導においても周知を図ったところです。</p> <p>また、今年度には、本市ホームページにおいて、障がいのある方の介護保険利用について広く周知するためのページも作成したところです。</p> <p>今後も引き続き、介護保険の対象となった障がいのある方に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、障がいのある方の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	51. ③	
項目	介護保険に移行した障害者が、必要に応じて介護保険制度から障害福祉サービスに戻れるようにしてください。	
	<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和5年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、介護保険対象の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8245 電話：06-6208-8028

番号	51.④	
項目	介護保険で「要支援」と判定され訪問介護の対象外となった障害者に、必要に応じて障害福祉制度の居宅介護の利用ができるようにしてください。	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。</p> <p>このうち、本市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスにおいては、食事介助や外出介助等のサービスを行う「介護予防型訪問サービス」、掃除・洗濯等のサービスを行う「生活援助型訪問サービス」を実施しています。</p> <p>要支援の方に対する訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーションの課題がある方、身体介護が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当の介護予防型訪問サービスを受けることができるようにしております。</p> <p>また、自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和5年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、介護保険対象の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）	電話：06-6208-8245 電話：06-6208-8059

番号	52.
項目	<p>高齢となった視覚障害者が地域で生活することが困難となった場合でも安心して生活できるよう大阪府や堺市と協力して盲養護老人ホームを大阪市内に建設してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>養護老人ホームは原則65歳以上で、市府民税の所得割が非課税である等の経済的理由や、現在の環境の下では在宅での生活が困難であるなどの環境上の理由を有している者を必要に応じて入所措置させる施設です。</p> <p>本市では新たに養護老人ホームを整備する予定はありません。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8053</p>

番号	53
項目	<p>重度障害者医療費助成制度を充実させてください。</p> <p>①重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費自己負担を無料に戻すとともに、院外調剤の自己負担を撤廃し、中軽度の障害者も制度の対象にしてください。また、償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。</p> <p>②医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在の本市の重度障がい者医療費助成制度の対象者や自己負担額につきましては、平成30年度に大阪府と府内市町村で協議のうえ、「時代の要請から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要」「持続可能な制度の構築」との視点から、制度の再構築を行い設定したものに準じています。</p> <p>この再構築がさまざまな福祉サービス・公費負担医療等の実情や時代背景に基づいて検討・議論を重ねたうえで実施されたものであることも踏まえ、今後の制度のあり方の検討にあたりましては、財源の確保も含めた中長期的な制度の持続可能性や社会情勢も考慮していく必要があると考えております。</p> <p>本市としましては国や大阪府の動向を注視するとともに、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、「重度障がい者医療費助成制度が障がいがある方の重要なセーフティネットであり、国民の生命と健康を守る制度は、本来国の責任において実施すべきである」と、引き続き要望を行ってまいります。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について要望しているところであり、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>また、大阪市医療助成費等償還事務センターでは、府外受診や複数医療機関を受診されるなどによる月額上限超過について、ご申請に基づき償還払いを行っております。</p> <p>平成31年4月診療分からは、医療証を使って支払った医療費の額が、月額上限額(3,000円)を超過した場合に、一度手続きすればその後は手続きなしに自動的に払い戻しを行う自動償還払いを実施し、申請手続きの負担軽減に取り組んでおります。</p> <p>今後、より一層、償還払いの事務処理が円滑に進められるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (医療助成グループ) 電話：06-6208-7971

番号	54
項目	副作用などを懸念する重度の障害者が先発医薬品の処方を希望した場合、本年10月より医師の確認がなければ、後発医薬品との差額の一部が患者負担となりましたが、当該負担について公費で助成をしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市の医療費助成制度は、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成していることから、保険診療外の費用については助成の対象外です。そのため、先発医薬品を選択したことにより発生する特別の料金は、保険適用外のため医療費助成制度の対象外となります。</p> <p>副作用がある場合など、医師が医療上の必要があると認め、先発医薬品を選択した場合は、後発医薬品との差額の一部患者負担は発生しませんので、医療上の必要の有無について、医師にご相談ください。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	5 5
項目	<p>大阪市立総合医療センターの専任手話通訳者の雇用形態を有期雇用ではなく正職員にしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立総合医療センターでは、専任の手話通訳者を配置し、ろう者の方々の的確なコミュニケーションに取り組み安全で良質な医療の提供に努めております。</p> <p>引き続き患者さんに安心・安全な医療が提供できるよう適正な手話通訳者が配置できるよう努めてまいります。</p> <p>本市としましても、大阪市民病院機構と連携を取りながら、職員が意欲的に働くことのできる、働きがいのある職場環境づくりを進めてまいります。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	56.①②③
項目	<p>精神科救急医療を拡充してください。</p> <p>①「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかつたり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療（外来診療、投薬など）を受けることで落ち着き一晩を乗り越えられることなどに鑑み、対応の改善を図ってください。</p> <p>②精神科一次救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一次救急医療の主旨を周知してください。</p> <p>③「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などが円滑に行われるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「こころの救急相談」については、名称を「おおさか精神科救急ダイヤル」として本市、大阪府、堺市の三者で共同運営を行っております。</p> <p>本市では、大阪府及び堺市と共同で精神科救急医療システムを運営しており、精神科救急患者に対する外来対応を大阪府下精神科病院の輪番制により行っております。「おおさか精神科救急ダイヤル」に相談があり、緊急の受診が必要であると判断される場合は、速やかに「おおさか精神科救急医療情報センター」へ引き継ぎ、ご本人の状況に応じて、こころの健康センターに設置している精神科一次救急診療所や大阪府下の精神科救急拠点病院へ受診先の紹介や予約をさせていただいております。</p> <p>精神科一次救急医療を含む精神科救急医療システムについて、本市消防局や大阪府警が委員として参加している大阪府精神科救急医療運営審議会で関係機関との密接な連携を図っております。</p> <p>今後においても大阪府精神科救急医療運営審議会の場を通じ、精神科救急医療の連携に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	57
項目	社会的入院の解消に向けた大阪市としての計画を明示してください。
<p>(回答)</p> <p>社会的入院は、平成9年に大和川病院で発生した精神障がいのある人の人権侵害に関わる事件の一因として問題となり、平成11年3月19日の大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申においても「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されました。</p> <p>計画につきましては、「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」において、入院中の精神障がいのある方の地域移行を推進するため、「精神科病院入院者への支援」「家族への働きかけ・支援」「地域住民への理解のための啓発」「精神科病院との連携」、「地域活動支援センター（生活支援型）等との連携」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を施策の方向性として掲げております。</p> <p>これまで本市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組みを進めており、関係部局や関係機関と十分に連携を図りながら、社会的入院の解消に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	58
項目	<p>触法障害者が地域で暮らす場合のサポート体制について、大阪市としての取り組みを積極的に進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市としては、触法障がい者が障がい福祉サービス等を適切に利用して、地域社会の中で安心して生活できるように支援することが重要であると考えています。</p> <p>国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、福祉サービスを円滑に利用できるよう、必要な調整を行う取組を実施するほか、起訴猶予者等についても、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組が行われているところです。</p> <p>本市では、各区保健福祉センターにおいて、障がいのある方を対象とした保健・福祉サービスに関する相談援助を実施するとともに、各区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関において、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行うことにより、障がいのある方の地域生活を支援しているところです。</p> <p>また、福祉関係の事業所職員を対象として、触法行為を行った障がいのある人の理解や支援方法等に関する研修を実施しているところです。</p> <p>引き続き、触法障がい者の社会復帰や地域生活への定着を支援する大阪府地域生活定着支援センターと連携しながら、触法障がい者の地域生活の支援に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	59. ①
項目	<p>バリアフリー重点整備地区を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、「京橋駅周辺地域」を重点整備地区に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。下記の（ア）と（イ）について、JR 西日本および京阪電車の関係者の立ち合いの下、現地で当事者を交えた実地検証を行ってください。</p> <p>（ア）JR 京橋駅と京阪京橋駅との間の円滑な移動が行えるよう、適切な位置に視覚障害者が迷うことがないように、誘導ブロックの敷設および誘導チャイムを設置してください。</p> <p>（イ）地下鉄京橋～京阪・JR 京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。このことを平成 16 年 4 月策定の京橋交通バリアフリー化基本構想に組み入れてください。</p>
	<p>（回答）</p> <p>京橋駅周辺においては、平成 16 年に交通バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」）を作成し、計画的にバリアフリー化を推進してきました。平成 30 年のバリアフリー法の改正を受け、基本構想の変更に向けた検討を行っており、その検討にあたり令和 4 年 9 月に大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を設置しております。京橋地区の基本構想の変更においては、令和 6 年 7 月 31 日及び 8 月 8 日に当事者や西日本旅客鉄道(株)および京阪電気鉄道(株)などの事業者等が参加するワークショップを開催しており、当事者の意見を踏まえて地区の実態に応じ、検討を進めています。</p> <p>ご要望の箇所については、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」及び「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説」に基づき、通勤時間帯などで多数の方が輻輳して移動されている歩行者動線などを考え、誘導ブロックを敷設しております。</p> <p>また、令和 4 年 7 月には、一般社団法人大阪市視覚障害者福祉協会の方々と現地立会を行い、現在の経路で問題ないとのご意見を頂いておりますが、今後も鉄道駅構内の誘導ルートや、人の流れの変化などに注視し、視覚障がい者の方々の安全性や利便性向上に取り組んでまいります。</p> <p>誘導チャイムについては、各鉄道事業に対し設置いただくよう、引き続き働きかけてまいります。</p> <p>既存の地下鉄「京橋駅」と JR・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路については、ワークショップにおいてもご意見があり、鉄道事業者からエレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いておりますが、引き続き鉄道事業者等関係者との協議を継続していきたいと考えます。</p>
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699</p> <p>計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823</p> <p>都島区役所 総務課 (政策企画) 電話：06-6882-9989</p>

番号	59. ①
項目	<p>バリアフリー重点整備地区を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、「京橋駅周辺地域」を重点整備地区に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。下記の（ア）と（イ）について、JR 西日本および京阪電車の関係者の立ち合いの下、現地で当事者を交えた実地検証を行ってください。</p> <p>（ア）<u>JR 京橋駅と京阪京橋駅との間の円滑な移動が行えるよう、適切な位置に視覚障害者が迷うことがないように、誘導ブロックの敷設および誘導チャイムを設置してください。</u></p> <p>（イ）<u>地下鉄京橋～京阪・JR 京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。このことを平成 16 年 4 月策定の京橋交通バリアフリー化基本構想に組み入れてください。</u></p>
	<p>（回答）</p> <p>京橋駅周辺においては、平成 16 年に交通バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」）を作成し、計画的にバリアフリー化を推進してきました。平成 30 年のバリアフリー法の改正を受け、基本構想の変更に向けた検討を行っており、その検討にあたり令和 4 年 9 月に大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を設置しております。京橋地区の基本構想の変更においては、令和 6 年 7 月 31 日及び 8 月 8 日に当事者や西日本旅客鉄道(株)および京阪電気鉄道(株)などの事業者等が参加するワークショップを開催しており、当事者の意見を踏まえて地区の実態に応じ、検討を進めています。</p> <p><u>ご要望の箇所については、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」及び「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説」に基づき、通勤時間帯などで多数の方が輻輳して移動されている歩行者動線などを考え、誘導ブロックを敷設しております。</u></p> <p><u>また、令和 4 年 7 月には、一般社団法人大阪市視覚障害者福祉協会の方々と現地立会を行い、現在の経路で問題ないのご意見を頂いておりますが、今後も鉄道駅構内の誘導ルートや、人の流れの変化などに注視し、視覚障がい者の方々の安全性や利便性向上に取り組んでまいります。</u></p> <p>誘導チャイムについては、各鉄道事業に対し設置いただくよう、引き続き働きかけてまいります。</p> <p>既存の地下鉄「京橋駅」とJR・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路については、ワークショップにおいてもご意見があり、鉄道事業者からエレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いておりますが、引き続き鉄道事業者等関係者との協議を継続していきたいと考えます。</p>
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699</p> <p>計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823</p> <p>都島区役所 総務課 (政策企画) 電話：06-6882-9989</p>

番号	59. ②
項目	<p>障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や大阪府と連携して進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設を行っており、幹線、準幹線道路以上の交差点での歩道と車道の境界部に点字ブロックを設置するものとしております。また、視覚障がい者の歩行環境を改善するため、公共交通機関の駅やバス停留所から障がい者がよく利用する公共施設、医療機関、福祉施設等までの経路について、安全な通行経路を検討し、歩道の幅員や当該施設の継続性も勘案しながら、点字ブロックを設置しているところです。</p> <p>本市管理道路と国等が管理する道路とが接続する箇所については、国等とも連携して整備を行っております。</p> <p>また、大阪市ではバリアフリー法に基づき、市内の主要な駅を中心とした25地区において交通バリアフリー基本構想を作成しており、各地区における重点整備地区内の鉄道駅や周辺の主要な生活関連施設に至る道路のバリアフリー化を推進し、点字ブロックの設置や歩道段差の解消、急な勾配の修正などを行っております。</p> <p>今後とも、周辺施設の状況も鑑みながら、関係機関とも連携し、引き続き人に優しいまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699</p> <p>計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823</p>

番号	59. ②
項目	<p>障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や大阪府と連携して進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設を行っており、幹線、準幹線道路以上の交差点での歩道と車道の境界部に点字ブロックを設置するものとしております。また、視覚障がい者の歩行環境を改善するため、公共交通機関の駅やバス停留所から障がい者がよく利用する公共施設、医療機関、福祉施設等までの経路について、安全な通行経路を検討し、歩道の幅員や当該施設の継続性も勘案しながら、点字ブロックを設置しているところです。</p> <p>本市管理道路と国等が管理する道路とが接続する箇所については、国等とも連携して整備を行っております。</p> <p><u>また、大阪市ではバリアフリー法に基づき、市内の主要な駅を中心とした25地区において交通バリアフリー基本構想を作成しており、各地区における重点整備地区内の鉄道駅や周辺の主要な生活関連施設に至る道路のバリアフリー化を推進し、点字ブロックの設置や歩道段差の解消、急な勾配の修正などを行っております。</u></p> <p>今後とも、周辺施設の状況も鑑みながら、関係機関とも連携し、引き続き人に優しいまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699</p> <p>計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823</p>

番号	59. ②
項目	<p><u>障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や大阪府と連携して進めてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」と「施行規準」を定め、公共建築物や民間特定建築物をはじめ、道路や公園などの都市施設や駅舎等の公共交通施設のバリアフリー化を推進してまいりました。</p> <p>本市要綱においては、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」の状況等も踏まえ、随時改正を行っております。</p> <p>今後も引き続き、公共空間のバリアフリー化を推進し、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8072</p>

番号	59. ③
項目	<p>踏切内の点字ブロックの敷設については、国土交通省のガイドラインに準拠しつつ、個々の踏切の状況に応じて柔軟な対応を行うとともに、地域の障害当事者にも意見聴取して適切に敷設してください。その場合、通常の誘導ブロック（線状ブロック）やエスコートゾーンとは異なった誘導ブロックであることが容易に認識できる計上としてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>踏切道内誘導表示の設置については、個々の踏切毎に敷設案を作成し、一般社団法人大阪市視覚障害者福祉協会等の地域の障がい者当事者の方々にもご意見をうかがいながら、整備について検討・調整を進めているところです。</p> <p>踏切道内誘導表示の構造については、ガイドラインに準拠した構造による整備を行います。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699

番号	59. ④
項目	大阪メトロ地下鉄の改札無人化が進んでおり、障害者等の安心・安全な利用を妨げております。改札窓口には必ず駅員を配置するよう大阪メトロに働きかけてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) では、昨年8月27日から一部の改札口で遠隔案内システムによるお客さま対応を開始しております。</p> <p>駅係員の介助が必要なお客さまにつきましては、係員呼出インターホンにてご連絡いただくことで、同駅施設内の駅長室から駅係員を手配するものです。</p> <p>このインターホン設備につきましては、お客さまからいただいたご意見を勘案し、よりご利用いただきやすい形状へ改良するなど、Osaka Metroとして、よりよい運用に努めているところです。</p> <p>本市としましては、Osaka Metroが市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続きOsaka Metroに働きかけてまいります。</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	59. ⑤
項目	<p>大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。特に大阪メトロにおいては、昨年8月27日以降、周知期間を設けることなく24駅26改札口の無人化を行い、多くの障害者が改札口内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない同社に対して、大株主としての権限を発揮して原状回復を行うよう強く求めてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市としては、無人駅を安易に拡大させぬよう、大阪府と連携し、国に対して、「鉄道事業者が実施している駅無人化を撤回し有人化するよう指導を行うこと」等について要望を行っており、鉄道事業者に対しても、「これ以上無人駅を増やさないこと」を働きかけています。</p> <p>また、やむを得ず駅を無人化する際には、多機能式インターホンの設置等の環境整備や対応について、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に基づき適切に図られるよう、鉄道事業者に働きかけています。</p> <p>(計画調整局の回答は下線部に対してのみ)</p>
担当	<p>計画調整局 計画部 交通政策課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-7823</p>

番号	59. ⑤
項目	<p>大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。<u>特に大阪メトロにおいては、昨年8月27日以降、周知期間を設けることなく24駅26改札口の無人化を行い、多くの障害者が改札口内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない会社に対して、大株主としての権限を発揮して原状回復を行うよう強く求めてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>Osaka Metro では、昨年8月27日から一部の改札口で遠隔案内システムによるお客さま対応を開始しております。</p> <p>これは、駅施設の無人化ではなく、駅係員の介助が必要なお客さまにつきましては、係員呼出インターホンにてご連絡いただくことで、同駅施設内の駅長室から駅係員を手配するものです。</p> <p>このインターホン設備につきましては、お客さまからいただいたご意見を勘案し、よりご利用いただきやすい形状へ改良するなど、Osaka Metro として、よりよい運用に努めているところです。</p> <p>本市としましては、Osaka Metro が市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続き Osaka Metro に働きかけてまいります。</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	59. ⑥
項目	<p><u>大阪メトロにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」が使えない IC カード専用の自動改札機が増加し不便を強いられています。大阪市として大阪メトロに対し磁気カード対応の自動改札機を減らさないようにするとともに、「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者には IC カードのものを発行してください。谷町線「駒川中野駅」(東改札)の自動改札機が 2 台とも IC カード専用となっており、「重度障害者無料乗車証」では通ることができません。大阪メトロに対して、すべての駅の自動改札機のうち、少なくとも 1 台は磁気カードも利用できるようにするとともに、その改札機まで誘導ブロックや音声ガイドにより誘導するように働きかけてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>Osaka Metro では、日々のお客さまのご利用状況を考慮し、改札機の設置台数を決定しており、IC 等専用改札機（磁気カード使用不可）については、IC カードをご利用されるお客さまの割合が増加していること、改札機の更新・改修等にかかるコスト等を踏まえて、設置台数を決定しているとのことです。</p> <p>また、Osaka Metro の駅のうち、駒川中野駅の東改札以外のすべての改札口には、磁気カードが使用できる改札機があり、誘導ブロックにより誘導がなされています。</p> <p>駒川中野駅の東改札については、元々は緊急避難用の出口であった箇所を改札口にしてほしいとの要望が強くあったことから、通常の改札口としての十分なスペースの確保が困難な中で、例外的に 2019 年 4 月から改札口を新設したもので、磁気カードの対応は難しいとのことです。</p> <p>西改札には磁気カードが使用できる改札機があり、ホーム階へのエレベーターも整備されていますので、福祉乗車証でのご利用の際は、西改札をご利用ください。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	59. ⑥
項目	<p>大阪メトロにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」が使えないICカード専用の自動改札機が増加し不便を強いられています。大阪市として大阪メトロに対し磁気カード対応の自動改札機を減らさないようにするとともに、「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者にはICカードのものを発行してください。谷町線「駒川中野駅」（東改札）の自動改札機が2台ともICカード専用となっており、「重度障害者無料乗車証」では通ることができません。大阪メトロに対して、すべての駅の自動改札機のうち、少なくとも1台は磁気カードも利用できるようにするとともに、その改札機まで誘導ブロックや音声ガイドにより誘導するように働きかけてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪市介護人付無料乗車証のICカード化については、導入するにあたり各種券種に応じたシステム開発経費や他社線との相互乗り入れにおける清算方法等の課題があり、システム開発等に時間と費用を要することが見込まれます。</p> <p>そのため、現時点で速やかに導入することは困難な状況となっているところですが、障がいのある方等の自立と社会活動への積極的な参加を促進するという、本制度の目的をより一層果たしていくため、課題の早期解決に向け、Osaka Metroとも協議し、今後とも利用者が利用しやすい制度運営に向けて検討してまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	59. ⑦
項目	<p><u>大阪シティーバスなんばバス停のうち、大阪駅へ向かうバスの発着バスのりばとなっている4番停留所から地下鉄7番出入口までのルートに誘導ブロックを敷設するとともに、7番出入口に誘導チャイムを設置してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>ご要望の箇所は、大阪市難波地区交通バリアフリー基本構想において、生活関連経路として位置づけられている大阪市道南北線の一部であり、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を予定しております。</p> <p>現在、当該箇所は鉄道事業者（関西高速鉄道（株））による、なにわ筋線の工事が実施中であるため、鉄道事業者と調整を行ってまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699

番号	59. ⑦
項目	大阪シティーバスなんばバス停のうち、大阪駅へ向かうバスの発着バスのりばとなっている4番停留所から地下鉄7番出入口までのルートに誘導ブロックを敷設するとともに、 <u>7番出入口に誘導チャイムを設置してください。</u>
<p>(回答)</p> <p>Osaka Metro に確認しましたところ、なんば駅7番出入口には、平成30年に音声アナウンスによる誘導案内設備を設置済みですが、故障中であり、現在、修理事業者との契約手続きを進めているとのことです。</p> <p>ご利用の皆さまには大変ご不便をおかけしておりますが、2024年度中には修理完了予定とのことです。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	60. ①
項目	<p><u>車椅子やストレッチャー等利用者向けの市営住宅を大幅に増やしてください。</u>とりわけ急激な障害の進行や緊急利用の必要性の高い入居希望者には、募集時以外でも特別に相談に乗りあっせんでくれるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。</p> <p>今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えており、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>建替に際しては、従前居住世帯数に限定した事業を計画的に進めることとしており、車いす常用者向け特別設計住宅についても同様に建設を進めているところです。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 (建設設計) 電話 : 06-6208-9243

番号	60. ①
項目	<p>車椅子やストレッチャー等利用者向けの市営住宅を大幅に増やしてください。<u>とりわけ急激な障害の進行や緊急利用の必要性の高い入居希望者には、募集時以外でも特別に相談にのりあっせんできるようにしてください</u></p>
<p>(回答)</p> <p>市営住宅は、災害や公共事業等の場合を除き、公平に入居の機会を得られるよう、原則として公募（抽選）により入居者を決定しています。</p> <p>車いす常用者の方向けの公募については、例年2月・7月に定期募集、5月に福祉目的募集を実施しています。</p> <p>合わせて、緊急に住宅の確保を必要とされる方に対応できるように、先着受付順の随時募集も実施しています。</p> <p>今後とも、関係局とも連携しながら、住宅困窮者への住宅供給に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>都市整備局 住宅部 管理課 入居契約グループ 電話：06-6208-9264</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p>

番号	60. ②
項目	<p>市営住宅で、台所にエアコンが取り付けられない住宅があります。温暖化に伴い、住宅建築時と違い命に関わる事態です。実態を早急に調査して台所、リビング等必要な個所にエアコンが設置できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、約11万戸の市営住宅を管理しており、それぞれの建設時期における標準的な材料や仕様、設備水準で整備し、維持管理することを基本としています。</p> <p>建設年が古い住宅では、エアコン室外機が物理的に取付できない住戸や安全に取付・維持管理ができない住戸及び避難通路の有効幅に支障をきたす場合については、エアコン設置ができないことがあります。</p> <p>なお、エアコン専用ブレーカー及びコンセントの増設については、申請により対応が可能な場合（申請者負担）がありますので、お住まいになる区を所管する住宅管理センターにご相談ください。</p>	
担当	都市整備局 保全整備課 電話：06-6208-7834

番号	61
項目	雨天時・猛暑日・極寒日・体調不良時・緊急時の外出や通院などの利用のため、地下鉄・バス無料乗車券とタクシー助成の併給を認めてください。
<p>(回答)</p> <p>本市「交通機関乗車料金福祉措置」は、大阪市に在住する身体・知的障がい者等や精神障がい者の自立と社会活動への積極的な参加促進のため、障がいの程度等に応じて Osaka Metro（オオサカメトロ：旧大阪市営地下鉄）、大阪シティバス（旧大阪市営バス）でご利用頂ける無料乗車証または割引証を交付しております。</p> <p>また、本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、大阪市に居住する身体・知的障がい者等で鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、外出の機会の創出等のため、年間最大 96 枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する事業として、交通機関乗車料金福祉措置との選択制で実施しております。</p> <p>どちらも本市独自事業として実施しており、引き続き、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	62、63
項目	<p>62. タクシー助成券を名古屋市並みに年間160枚まで増やして、1回1枚(500円)の利用に限るのではなくて1回で10枚(5,000円)まで利用できるようにしてください。</p> <p>63. リフト タクシー助成券を名古屋市並みに年間120枚まで増やして、1回1枚(2,000円)の利用に限るのではなくて1回で5枚(10,000円)まで利用できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、大阪市に居住する身体・知的障がい者等で鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、外出の機会の創出等のため、年間最大96枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する本市独自事業として現在も維持しているところです。</p> <p>引き続き、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	64①、②
項目	<p>市民の声を反映して、長居スポーツセンターを充実してください。</p> <p>①長居障害者スポーツセンターの建て替え整備計画の進捗状況を明らかにするとともに、一部の団体に限定することなく、利用者登録している団体や個人を対象に説明会を実施してください。</p> <p>②利用者の意見をしっかりと聴いて障害や社会的困難を持つ人たちが安心して利用できるスポーツ文化施設になるようにしてください。また、宿泊施設も併設して、災害時の中心的な福祉避難所としての役割が果たせるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、障がい者スポーツ振興を通じた障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的として、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターを設置しております。</p> <p>長居障がい者スポーツセンターにつきましては、令和3年11月に、老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定し、令和5年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想（以下「基本構想」といいます。）を、令和6年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画をそれぞれ策定しました。</p> <p>そして、今年度中に最適な整備・運営に係る事業手法を決定し、決定した事業手法に応じて、整備・運営事業者を選定する手続を進める予定です。</p> <p>ご要望いただいた内容につきまして、利用者等のご意見をお聞きすることや進捗状況を発信することは重要であると考えており、障がいのある方が安心してスポーツや文化活動を楽しむことができるような施設を目指し、建替後の施設の機能や手続の進め方等の検討を行ってまいります。</p> <p>また、建替後の施設に宿泊施設を併設して災害時の中心的な福祉避難所としての役割が果たせるようにしてほしいとのご要望につきまして、福祉避難所の指定に関しては、当該施設が所在する区において区内の状況（指定状況、要配慮者の受入体制等）を踏まえ、その必要性について検討することとなります。</p> <p>なお、建替後の施設に宿泊施設を配置することに関しては、基本構想においてお示したとおり（70ページ参照）、周辺施設の状況、市場性が低いこと、敷地の広さを勘案すると難しいと考えております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	65.①
項目	<p>避難所における情報・コミュニケーション保障を確保するために各区の担当職員を対象とした研修、また、聴覚障害者が安心して避難生活を送ることができるよう「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)」を装備した一次避難所を拡大してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。</p> <p>災害時避難所における避難行動要支援者への支援につきましては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」において、自主防災組織は区役所等と連携し、避難行動要支援者の特徴とニーズを参考にして、避難行動要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めることとしています。</p> <p>今後とも、区役所、福祉局等とも連携しながら避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380・7378

番号	65.②
項目	避難所には障害担当の係員や相談員を配置してください。
<p>(回答)</p> <p>災害時避難所においては、専門職員等の配置やニーズに応じてボランティアの要請を行うこととしています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	65.③
項目	<p>障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所（ホテル等）の設備などの具体化を働きかけてください。また、2021年の災害対策基本法と施行規則の改正により位置づけられた、特定要配慮者とその家族だけが避難する施設(指定福祉避難所)の整備を急ぎ進めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。</p> <p>また、令和3年（2021年）5月に災害対策基本法が改正されたことを受けて改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」には「指定福祉避難所の受入対象を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度（※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの」など受入対象者を特定した公示の例を記載）」と記載がありますが、本市では入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後に福祉避難所を開設するため、あらかじめ特定された要配慮者やその家族のみが直接避難することは想定しておりません。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	65.④
項目	<p>大阪市が全戸配布している防災マップや地域防災計画について、視覚障害用の配布物としても整えて、必要な人に周知してください。特に防災マップ（ハザードマップ）の情報については、視覚障害者にも容易に理解できる媒体によってきめ細かな情報を提供してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国土交通省が作成している「重ねるハザードマップ」では、各河川管理者等が作成、公表している浸水想定区域図を一つのデータにまとめており、住所を入力していただくことで知りたい地点の洪水、高潮、津波のそれぞれの最大浸水深を調べることができるとともに、音声読み上げに対応しています。</p> <p>また防災マップ、大阪市地域防災計画につきましても、大阪市のホームページにて掲載しており、音声読み上げに対応しております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	65.⑤	
項目	避難行動要支援者名簿に基づき、災害時の対策の検討がなされていると聞きますが、どこが責任をもって、どのような段階まで進められているのか教えてください。	
<p>(回答)</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成・活用や名簿情報を使用した個別避難計画の作成については、各区が実施しています。なお、計画の作成に当たっては、各区において地域の特性などを踏まえて優先度の基準を設定し、優先度の高い方から計画の作成を進めています。</p>		
担当	危機管理室 危機管理課 福祉局 生活福祉部 地域福祉課	電話：06-6208-7380 電話：06-6208-7970

番号	65.⑥	
項目	実効性のある地域防災計画の策定と避難行動要支援者の個別（避難）計画の策定を進めてください。	
	<p>(回答)</p> <p>本市の地域防災計画は、災害は発生又は、発生する恐れがある場合の本市の組織体制、初動体制、その運用についての基本的事項を定めた組織計画、災害発生前において災害予防対策の観点から災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための事前措置などについて基本的事項を定めた予防対策計画、災害発生直後又は、発生する恐れがある場合に災害応急対策の観点から災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置、並びに災害発生直後の応急救助等の措置が一定落ち着いた後の災害復旧、復興の実施について基本的事項を定めた応急・復旧・復興対策計画にて構成されたものとなっています。</p> <p>本計画に基づき、本市の各所属において、施設の耐震化や液状化対策を実施するとともに災害発生を想定した訓練等を実施しています。</p> <p>個別避難計画については、令和6年4月1日時点で15,395件が策定済みです。今後も、区役所、危機管理室、福祉局等の関係部署が連携して取組みを進めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 福祉局 生活福祉部 地域福祉課	電話：06-6208-7384・7380 電話：06-6208-7970

番号	65.⑦
項目	<p>視聴覚障害者や知的障害者などの、情報入手とその処理が困難な方への災害情報の提供、避難所への移動、避難所での生活などについて、全国の経験に学び課題を整理するなどの研究・検討をすすめてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>地震や台風等の災害も含め、非常時の対応については、障がいのある人に必要な情報が行き届き、適切に支援を受けられる環境が重要であると考えています。</p> <p>「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な福祉サービス等を提供するため、連携して支援する体制の整備に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話 06-6208-7380</p>

番号	66
項目	<p>マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを大阪府警生活安全課と連携して厳正に行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に基づき開設される施術所につきましては、施術所開設届や施術所届出事項変更届（従事する施術者に変更があった場合）があった際に施術者の資格確認を免許証により厳格に行っております。</p> <p>また、市民から無資格者による施術に係る通報があった場合には、直ちに調査を行い、事実が確認された場合には大阪府警と連携し、厳正に対処することとしています。</p>	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679

番号	67
項目	大阪市における障害者雇用率の達成状況、および今後の障害者雇用計画を障害別に明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <p>地方公共団体の法定の障がい者雇用率については、障がいの種別を問わず、2.8%と定められており、市長部局での障がい者雇用率は、令和6年6月1日現在で2.81%となっています。</p> <p>本市では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づいて、昭和56年から身体障がいのある方を対象とした職員採用試験を実施しており、平成16年度の身体障がいのある方を対象とした採用試験からは、事務職員採用数の4%を基準として採用者数を決定し、採用試験を実施しています。また、令和3年度の採用からは、受験資格の拡大を行い、知的障がいのある方及び精神障がいのある方についても受験可能としています。</p> <p>令和2年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」においては、障がいの種別を問わず、事務職員採用者数の4%を基本に障がいのある方の雇用を推進し、計画的な採用に努めていくこととしています。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7431

番号	68
項目	<p>大阪市における重度障害者等就業特別支援事業について、当事者の希望に添った支援が円滑に行われるよう、実施事業所を増やすとともに希望者には事業所の情報を提供してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業は、障害者総合支援法における地域生活支援促進事業として位置づけられており、働く意思と能力がありながら障がいを理由として働くことのできない方に対し、就業中における日常生活上の支援を行うことにより、就労機会の拡大及び社会参加を促進することを目的としています。</p> <p>当事者の希望に添った支援が円滑に行われるよう、事前協議により支援計画書を作成しております。</p> <p>対象者は重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている方等であり、実施可能な事業所は、支給決定を受けている障がい福祉サービスを行う指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所が行いますので、本市には実施可能な事業所は多数あります。指定障がい福祉サービス事業所の一覧情報については、本市ホームページで公開しております。</p> <p>本事業の希望者へ制度利用を広げるため、本市ホームページに制度のご案内を掲載の上、チラシ等を作成し、ハローワーク等へ周知・啓発しているところですが、引き続き周知・啓発を推進してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	69
項目	<p>障害者が自由に投票できるよう、配慮措置を充実してください。</p> <p>①点字や拡大文字および音声やメール版による選挙公報の発行を法的に認めるように要望してください。</p> <p>②投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。</p> <p>③「投票案内状」に、障害者の投票への配慮措置についてもわかりやすく記載してください。</p> <p>④視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう、国や大阪府と連携して様式を整備するとともに、視覚障害者が容易に受任者になれるようにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>①について、現行の公職選挙法では、点字、拡大文字、音声及びメールによる選挙公報を発行することは制度化されていないため、視覚に障がいのある方々の選挙権の行使を推進し、候補者の政見等を周知する機会を確保するよう、公職選挙法等の改正を本市も構成員になっている指定都市選挙管理委員会連合会として国会議員等に要望しているところです。</p> <p>なお、本市選挙管理委員会としては、現行法の枠内で、視覚に障がいのある方々の選挙権行使に資するため、大阪市議会議員選挙及び大阪市長選挙の際には、選挙公報の全文を点字化した「点字毎日」の号外を購入するとともに、選挙公報全文の音読を録音したCDを作成し、希望に応じてこれらの資料のいずれかを配布しています。</p> <p>このように、本市が管理している選挙では、希望者にはいわゆる選挙公報の点字版又は音声版をお送りしているところです。</p> <p>②について、投票所においては、次の手法により、視覚に障がいのある選挙人の方に投票の種類を確認していただいています。まず、投票用紙ですが、投票用紙交付所で交付する点字投票用紙に選挙名を点字で表示しています。次に、投票箱ですが、コスト面や選挙の管理執行の観点も踏まえ、投票箱に点字の表示をするのではなく、投票所の職員が口頭にてお伝えすること等により誘導させていただいているところです。</p> <p>③について、障がいのある方への投票への配慮措置として、「投票案内状」に、「身体に一定の重度の障がいがある方は不在者投票制度を利用することができる」旨を記載しております。</p> <p>その他、本市においては、車いすの全投票所への配備、コミュニケーションボードの設置、投票支援カードの導入、耳マークの掲示、手話通訳者の派遣等を実施しておりますが、「投票案内状」の紙面に限られることから、別途、本市選挙管理委員会のホームページにて案内をしているところです。</p> <p>また、投票案内状に同封する啓発ビラに上記ホームページを案内するQRコードを掲載するなど、わかりやすい周知に努めています。</p>

④について、署名簿は、地方自治法施行規則が定める様式により請求代表者が作製することとなっています。請求代表者において署名簿を作製する際に、様式の内容を点字化したり、署名欄を広くしたりするなどの工夫を行っていただくことにより、晴眼者による介助がなくても単独で署名できるようになるとともに、視覚に障がいのある方が受任者になりやすくなると考えています。

今後とも、障がいのある方の投票環境等の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当	行政委員会事務局 選挙部 選挙課 電話：06-6208-8511
----	----------------------------------